

総行市第45号
総財地第131号
国都街第11号
国道環安第4号
平成24年6月27日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

総務省自治行政局長

総務省自治財政局長

国土交通省都市局長

国土交通省道路局長

「市町村合併支援道路整備事業について」の一部改正について（通知）

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第36号）は、平成24年6月27日に公布（同日施行）されました。

同法の施行に伴い、「市町村合併支援道路整備事業について（通知）」（平成14年4月22日付け総行整第27号、総財地第141号、国道地環第10号）の一部を下記のとおり改正することとします。

貴管内市町村にも周知下さいますようお願いいたします。

記

「市町村合併支援道路整備事業について」の一部を次のように改正する。

6を次のように改める。

6 期間

- (1) 本事業は、整備計画の作成年度及びこれに続く10年度に行われるものを対象事業とする。
- (2) 平成23年度において合併特例債又は合併推進債を起すことができる合併市町村において実施する3(1)に定める整備計画<市町村道等分>又は3(2)に定める整備計画<都道府県道等分>に位置付けられた国道、都道府県道又は市町村道の整備事業については、6(1)にかかわらず、整備計画の作成年度及びこれに続く15年度（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体である合併市町村又は同条第3項に規定する特定被災区域をその区域とする合併市町村において実施される場合にあっては、20年度）に行われるものを対象事業とする。